

## 資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、塩川のれん商業協同組合は、令和6年8月20日（火）で利用終了しました塩川のれん商業協同組合商品券につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

未使用の「塩川のれん商業協同組合商品券」をお持ちのお客様は、下記の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 払戻しを行う前払式支払手段の種類

塩川のれん商業協同組合商品券

(表面)



(裏面)

1. この共通商品券は、塩川のれん商業協同組合加盟の店で額面相当の商品を購入できます。
2. この共通商品券は、現金とのお引き換えは出来ません。
3. この共通商品券に発行者印及び番号のないものは無効です。
4. この共通商品券の盗難・紛失または滅失等に対しては、発行者はその責を負いません。

見本

喜多方市塩川町字東栄町1-1-1(旧商南内)		引換店
発行者	塩川のれん商業協同組合	
発行日	年 月 日	
発行所	川番所	

### 2. 払戻しの申出期間

令和6年8月21日（水）～令和6年10月25日（金）

受付時間は、午前10時～午後5時（火曜日を除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

### 3. 申出及び払戻しの方法

塩川のれん商業協同組合（塩川物産館「川番所」）に未使用の塩川のれん商業協同組合商品券を持参して下さい。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

### 4. お問い合わせ先

塩川のれん商業協同組合（塩川物産館「川番所」）

〒969-3512

福島県喜多方市塩川町字東栄町1丁目1-1

電話 0241-27-8691